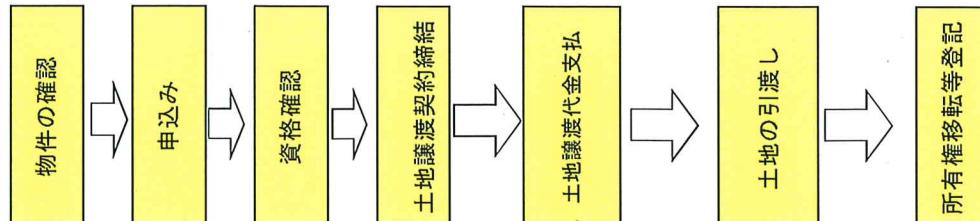


内 容 の 一 覧

○お申込みから土地引き渡しまでは、次のとおりです。



廿二史劄記

- 禁止事項
宅地は自らの居住の用途以外に供することはできません。
 - 承認・承諾事項
宅地の引渡しを受けてから5年間は宅地に関する権利または賃借権その他の使用権・地上権・所有権・地上権・質権・抵当権の権利の設定又は移転しようとするときは、事前に公社の承認が必要です。

宅地の買戻しをうけて5年間に次の事項に該当するときは、
宅地の引渡しを買い戻す

- お申込みに必要な書類等

購入申込書
区画ごとに申込み受付を行っております。
区画番号をご指定のうえ、お申込みください。

必要書類等

1 運転免許証等（本人確認をさせていただきます。）
運転免許証等をコピーさせていただきます。

2 契約保証金 10 万円（キャンセルの場合はお返ししません。）
印鑑証明書
印鑑（実印）
収入印紙 1枚
土地譲渡代金が100万円超500万円以下は、 1,000円
土地譲渡代金が500万円超1,000万円以下は 5,000円
（譲渡代金-10万円）×20%

3 第1回払込み（譲渡契約締結後 1か月以内）
（譲渡代金と同時に土地の引渡しを行います。）

4 第2回払込み（第1回払込み後 2か月以内）
（譲渡代金一契約保証金10万円）×80%+預託金※（20万円）
預託金※（20万円）=概算所有権移転費用+公租公課+CATV加入金
※預託金は購入土地価格等により変動します。

5 土地代金の払込み完了と同時に土地の引渡しを行います。

■ 住宅の建設義務

土地の引渡しと同時に所有権移転と買戻特約の登記を行います。
(印鑑証明書・住民票が1通づつ必要となります。)
土地の引渡しを受けてから、5年以内に自己的居住の用に供する
住宅を建設していただきます。

■ 購入登記費用等について

宅地の所有権移転登記費用等は概算 20 万円を預託金※として第2回支払い時に納入していただき、手続き完了後精算します。

■ 水道施設加入分担金

広島県水道広域連合企業団 東広島事務所 維持課 (TEL 082-421-3611)にお問合せください。

■ テレビ受信

団地内のCATV（カモンケーブルテレビ）へご加入いただけます。
株式会社東広島ケーブルメディア (TEL 082-424-8800)へお問い合わせください。(加入金55,000円は預託金に含みます。)

■ インターネット

団地内のインターネット環境は、カモンケーブルテレビの
光インターネットがあります。インターネットのご加入等にお問い合わせください。

■ 資格確認及び契約の締結に關し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」に準じて本人確認を行いますので、契約法人又は契約のために来所される方の運転免許証、健康保険被保険者証その他の個人情報を提出等をしていただきます。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府は省令第1号)」に定める本人確認書類を提出等をしていただきます。

(これにより取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の行政庁に提供することになります。)

◎申込及び契約手続きに際し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づき、申込者及び居住予定者が反社会的勢力等である場合には、お申込みの資格がないものとします。

■ その他

引渡し後も引き継ぎ住宅周辺で住宅等の建築工事等があり、工事車両通行及び工事騒音等が予想されますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先	〒730-0051	広島市中区大手町二丁目11番15号 広島県住宅供給公社 住宅部事業推進分譲販売促進担当
	〒739-2209	TEL 082 - 248 - 2301 FAX 082 - 243 - 6721 東広島市入野中山台三丁目9番1号
	〒730-0051	TEL 082 - 437 - 2085 FAX 082 - 437 - 2086 広島県住宅供給公社 入野駅販売センター